

明治大正期の北海道・樺太における

北方諸民族への日本語教育

西田直敏

一 はじめに

日本語教育ブームと言われるように、最近の「国際化」時代を反映して、外国人に対する日本語教育が活況を呈している。日本語教育が今日の段階に至るまでには、先人たちの多くの労苦の積み重ねがあった。その跡を辿る日本語教育の歴史的研究は、まだ殆ど行われていず、極めて大雑把な概観程度に止まっている。

日本語を母語としない人々への日本語教育として最初の国家的事業でもあったのは、明治時代における北海道のアイヌ民族に対するものであった。アイヌ民族への日本語教育は明治政府の同化政策の下に国語教育という形で行われた結果、昭和期になるとアイヌ語の絶滅を招くことになり、最近の日高二風谷の萱野茂氏によるアイヌ語保存運動を生むことにもなった。このような問題点はあるが、今日の視点で見れば、近代における日本語教育史の第一頁をなすものであった。

本稿は、このような視点から明治期における北海道のアイヌ民族への日本語教育を中心に、大正時代初期の樺太の

ギリヤーク族、ツングース族等に対する日本語教育についての資料を提出して、明治大正期の北方諸民族に対する日本語教育史の素描を試みようとするものである。

二 北海道における日本語教育

はじめに、北海道庁が昭和九年（一九三四）にまとめた『北海道旧土人保護沿革史』によって、アイヌ民族に対する教育の歴史の、概略を示してみよう。

江戸時代、松前藩は、和内地と蝦夷地との別を嚴重にし、番所を設けて往来の人民を取締り、「蝦夷が和人に同化するを防止し、即ち簑、笠を用ひ、草鞋を穿く事及和人語を用ひる事を禁じた。」（14頁）

明治時代、明治政府は、「同化平等主義」を根本方針とし、明治五年（一八七二）開拓使長官黒田清隆はアイヌ人の男女二十七名を東京に送り修学させた。芝増上寺内の「仮学校」において、読書習字、渋谷試験場で農業・技芸・牧畜を習わせたというが、日本語学習にどのような教育が行われたかは詳でない。

明治十二年（一八七八）、江別太対雁に「土人教育所」を設置。明治十三年（一八八〇）、沙流郡平取村、有珠、蛇田両村に各一校を設け、「各二十余名の児童を收容して教育を実施した。其の他本道各地に散在してゐた土人子弟は、附近の官公立若しくは私立の小学校に入学せしめて、一般和人数同様の取扱を為した。」（243頁）という。

その後、明治三十三年（一八九九）に「北海道旧土人保護法」が成立した。同法の眼目は勸農と教育に置かれ、明治三十四年（一九〇一）以降、「国立旧土人小学校」二十一校が設置された。

「当時旧土人の同化程度は未だ進まず、和語すらも解し得ない者が多かった。従つて其教育科目は一般和人数と

計	農	裁	體	算	國	修	教 科 目	學 年
	業	縫	操	術	語	身		
	一			三	五	八	二	每 週
	八			遊 戲	二十以下ノ數ニ於ケル數ヘ方、書方及加減乘除	發音、假名及假名文字ノ讀方、書方、綴方、話方	道徳ノ要旨	第一學年
	二			三	六	二	二	每 週
	三			遊 戲	百以下ノ數ニ於ケル數ヘ方、書方及加減乘除	發音、假名及假名文字ノ讀方、書方、綴方、話方	道徳ノ要旨	第二學年
	二	男	女	三	六	一	二	每 日
	七	農事ノ大要	運針法、通常衣類ノ縫方	同	通常ノ加減乘除	日常必須ノ文字及近易ナル普通文ノ讀方話シ方	道徳ノ要旨	第三學年
二	男	女	三	六	一	二	每 日	
七	農事ノ大要 水産ノ大要	通常ノ衣類ノ縫方繕ヒ方	同	通常ノ加減乘除及小數ノ呼方、書方加減	同	道徳ノ要旨	第四學年	

同一に律するを得ない事情にあった。仍而明治三十四年庁令を制定し、特別の取扱をする事にした。」(260頁) という。同令第二条は「旧土人児童ノ教科目ハ修身 国語 算術 体操 裁縫(女子) 農業(男子) トス」とあって、歴史、地理、理科の教科が除かれている。そして、「別表」として、次のようなカリキュラムが示されている。

更に、北海道庁は、この教育規定の施行に關して、「注意スヘキ要項」を示した。その第二の第一項に

一、各教科ハ普通ノ尋常小學校ノ凡ソ第三學年迄ノ程度ヲ、四學年間ニ終了セシムルノ旨趣ナルヲ以テ、簡易ヲ旨トシテ教授スヘシ

各學年ノ教授ハ實物教授法ニ基キテ、覺官ノ修練ヲ充分ナラシメ、兼テ學科に對スル興味ヲ起サシメムカ為、主トシテ實物標本圖書等ヲ利用スヘシ

何レノ教科目ニ於テモ其教材ハ、最モ卑近ニシテ生活ニ必須ナルモノヲ選ヒ、反覆練習以テ熟得セシムコトヲ務ムヘシ思想ヲ整理シ觀念ヲ明瞭ナラシメ、言語ヲ練習セシムル教授上ノ要件ナルヲ以テ、務メテ急進ヲ避ケ既得ノ知識ヲ利用シ、漸次教育ノ効果ヲ収メンコトヲ期スヘシ

と方針を示し、第三項に教授法を示している。

三、國語ノ讀ミ方、書方ハ第三學年ニ至ル迄ハ、教授時間ヲ區別セシテ之ヲ教授スヘシ

發音及言語ノ練習ニハ特ニ留意シ、普通ノ言語ヲ以テ自由ニ思想ヲ發表シ得ルニ至ラシムヘシ

綴方ハ日用文、記事文ノ區別ヲ廢シ、其ノ文体ハ言文一致トナシ、成ルヘク假名ヲ以テ之ヲ綴ラシムヘシ

書方ハ主トシテ假名ニ習熟セシメ漢字ノ字体ハ楷書ニ依ラシムヘシ

第一學年、第二學年ノ兒童ニ讀本ヲ使用セシムル場合ハ漢字ニ適宜假名ヲ付シ之ヲ授クヘシ

唱歌ハ便宜國語科ノ時間ニ於テ之ヲ授クヘシ

その後、明治四十一年(一九〇八)になって、この教育規定は廢止され、一般小学校令による教育が適用された。

しかし、大正五年(一九一六)になって北海道庁は、原則として就学年令を七歳、修業年限を四箇年とする「旧土人教育規定」を実情に即したものと定めた。こうした差別的教育は必ずしも歡迎されなかつたし、教育現場からの

反対の声も強かったので、大正十一年（一九二二）に廃止され、一般的規定による教育が行われることになった。以上が、北海道庁が公的に示した教育史の概要である。

なお、附言すれば、「旧土人保護法」は、アイヌ民族にとって差別的であるという声が高まり、昭和十二年（一九三七）、その改正とともに「土人学校」も廃止された。

右に紹介した公的教育における「北海道旧土人教育規定」（明治三四年）による「旧土人学校」設立以前のアイヌ人教育としては、イギリス人のキリスト教宣教師による学校の設立と教育が先駆をなすものであった。

西田直敏
敏直田西
（John Batchelor 1854-1944）による平取の講義所、ネトルシップ（Charles Nettleship 生没年不詳）の函館の土人学校等が設立され、欧米式の教科、ローマ字、筆算等を教え、また英語教育を行ったりした。「欧化主義」の教育として当時の日本の教育関係者たちは反対を表明しつつもアイヌ人への献身な事業として、また「旧土人学校」設立の先導をなしたものととして高い評価を与えている。（岩谷英太郎「旧土人教育談」北海道教育雑誌 第12号 明治36年8月）。

明治二十四年に教育関係者によって組織された北海道教育会は月刊機関誌『北海道教育会雑誌』を三月より刊行して、教育行政当局への提言を行なうとともに教師への教育方法や学校管理等々の記事を掲載し、教師への啓蒙を行った。同誌は第三号から『北海道教育雑誌』と改題し、明治四十年（一九〇七）五月号以後『北海道之教育』と再改題し、大正五年（一九一六）まで続刊された。その中に、次のような十篇のアイヌ教育関係の論考や調査報告等を数えることができる。

①御子柴五百彦「土人教育方法について」第3号 明25年12月

②北海道教育会あいぬ教育取調委員永田方正、岩谷英太郎より会長白武仁への申報。会長より北海道庁長官へ建議。

「あいぬ教育の方法」第9号、明26年7月

③阿部喜代治（日高国沙流郡二風谷小学校教員）〈当校ノ景況ヲ述ヘ旧土人ノ教育意見ニ及フ〉第11号 明26年9月

④岩谷英太郎「アイヌ教育の必要」第18号 明27年4月

⑤阿部喜代治「アイヌ教育に就て」第24号 明27年10月

⑥山本岩太郎（様似小学校訓導）。〈旧土人教育法調査主任、北海道庁視学岩谷直次郎の命による調査〉「旧土人教育調査事項」第80号 明32年8月

⑦岩谷北陰「土人学校に於ける教師の責任及其待遇」第84号 明33年1月

⑧北海道庁「土人教育に関する調査」第85号 明33年2月

⑨岩井英太郎「旧土人教育談」第123号 第125号 明36年6月 8月

⑩泉致廣（元室蘭小学校）〈北海道師範学校の請求に応ずる報告〉「旧土人教育に関する調査」第182号 明41年3月

右のうち、教授法について述べている部分を次に抜き出して示し、当時の、文字を持たない、アイヌ民族に対する日本語教授の実態を伺ってみよう。

①はアイヌ教育の成果をあげるために「土人学校」の設置が必要であることを主張したもので、和人ととの共学がアイヌ児童に不利であり、和人によるいじめからアイヌ人父兄の学校嫌悪も生じていると指摘している。その上で、

授業上の困難、アイヌは前未述るか如く知覚甚た鈍く神経敏ならず特に家庭教育の素更になきか為め和人と共に競争する能はざるを以て毎に不都合を覚るのみならず修身に至ては日常動作の大に異なるの損あり且つ算術及文章等の例題に於ても読本に於ても多くは一回も実物を見たることなく又談話にも聞きたることなき故に之を想

像すること能はざるを以て特別に教授を要するもの少からざるべきなり。

日常生活の経験、風俗習慣文化の相違がアイヌの児童の日本語習得の大きな困難と障碍であることを御子柴は指摘し、当局に対してアイヌ人のための小学校教科書の編纂の急務であることを訴えている。が、彼の卓見にもかかわらずアイヌ人の教科書は遂に編纂されることがなかった。

余か観察する所によれば小學科目中アイヌの不得手にして劣れるものは讀書作文及修身にして其最も長ずる所のものは實業にして習字は之に次ぐ其理由を探究するに。和人に在りては如何なる家に於ても書冊の端本や新聞の片紙手紙の小切等の文字の認めたるものあらざるはなく又幼少の時より父母兄弟及び朋友等の談話並に繪畫器物の模様玩具等により歴史上のこと則ち楠公は忠臣なりとか義経は智謀ありとか檀の浦鎌倉關ヶ原とか云ふ様な古跡名所のこと或は諸國の地理風土諸産物のこと等を不知不識の間に知得すれともアイヌには嘗て此經驗なければなり故に學校に入り始めて讀本を教へられるものなれば之を記憶する能はず或は小島に生れたる兒童等が其島に始めて馬の來りたるを見て甲は之れを鼠の大なるものとし乙は犬と考へ爭論せし奇談あると、一般の觀あるなり而して習字は何か故に能く理會し能く習熟するやと尋ぬるに其手練直に紙表に寫るを以て自ら興味を覺ふるか為なり故に余は實物教授の方針を取り常に彼等の身邊にある事物日常必須の事則ち農事漁業狩獵及北海道に産する動植物等を記する讀本を著述するの緊要なるを知る今本道に於て採用せらるゝ所の教科書を閱するに以上言ふが如き直接に關係する文意甚た稀なるを覺ふるなり故に余は讀本を更に編著することは最も急務の業なりと信す。扱て又授業法に就て一言陳へんとす、授業は可成實物に付き近易適切なるものを採て教ふるものとするなり是れ敢て新規なる方案にあらず小學校教則の本旨にして即ち大綱に左の如く示されたり

小學校ニ於テハ近易適切ナル事物ニ就テ平易ニ談話シ其言語ヲ練習シテ假名ノ讀ミ方書キ方綴リ方ヲ知ラシメ

次に假名短文及近易ナル漢字交リノ文ヲ授ケ云々

作文ハ讀書又ハ其他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項、兒童ノ日常見聞セシ事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ行文平易ニシテ旨趣明瞭ナラシメンコトヲ要ス

之を教授するに生徒に書物を持たしめす口授或は塗板に筆記し之を讀習し筆寫せしめ又作文は記事体のものを用ゐず専ら日用文公用文を課し之を以て習字科に通用するものとし彼の高等師範學校附屬學校單級教授報告時の方法を取捨折衷せは適當の法を得べき乎、授業時間は日の永き時は毎週卅六時間となし讀書、習字(讀)各六時間算術五時雨天の日には修身算術等便宜課するものとす修身二時間は皆實業科に充つるを可とす。

なお、御子柴は、忍耐強く使命感を持った教師の必要性を説き札幌農學校農芸伝習科卒業生の篤志家の採用を提案している。

②は、明治三十四年の「北海道土人教育規定」の原案に近いものである。その(4)「各学科ノ教授法」では、アイヌ学校教師がアイヌ語を心得ておく必要性を説いている。

讀書ハ主トシテ假名文ヲ用ヒ充分ニ其使用法ニ練熟セシメ第三學年ニ至リテ近易ナル漢字交リ文ヲ用フヘシ固ヨリ教科用書ヲ要セス教師ハ黑板ニ記シテ之ヲ授ケ生徒ヲシテ之ヲ書取ラセシムルヲ可トス言語ノ修練ハ殊ニ緊要ナリトス彼等ハ父兄ノ教訓ニ由リテ六七歳ニ至レハ既ニ簡單ナル日本語ヲ用フルヲ得ヘキヲ以テ教師タルモノハ必ラスシモあいぬ語ヲ學ブヲ要セサルガ如シト雖トモ教師ノあいぬ語ニ通セサルヲ知ルトキハ頗ル之ヲ輕侮シ甚シキニ至リテハ面前ニ於テ自國語ヲ用ヒ互ニ嘲笑罵詈ヲ試ムルコトナキニアラザルヲ以テあいぬ學校ノ教師タルモノハ成ルヘク普通ノあいぬ語ヲ知ランコトヲ要ス而シテ讀方教授ノ際ニハ注意シテ日本語ヲ授ケ實際上不便ナカラシムルニ至ルヘシ彼等ノ發音ハ清透純雅ノ點ニ於テ却テ奥羽人ニ愈ルコト遠シ故ニ數年ナラスシテ巧ニ精密

ヘキヤ日々ノ授業ニ差支フルコト少ナカラサルナリ

以上ノ弊ヲ矯正スルニハ嚴格ナル規則ノ能クスル處ニアラス淡泊ナル説論亦効ナシ宜シク學校取締ノ改正ト臨機ニ方便トヲ用ヒ矯正スルノ術アルノミ今之ヲ左ニ摘説セン

第一、舊土人學校ニハ特別ノ處置ヲ以テ其筋ニテ干涉スルコト

一、學校ノ維持經濟

一、學科程度の改正

一、書籍器械器具ノ不完

第二、ヴァイオリン若クハ手風琴ヲ備ヘ簡易ノ唱歌ヲ教授スルコト是レ直接ニハ發音ノ不正ヲ矯メ間接ニハ粗暴野鄙ノ風習ヲ改メ猥褻ナル俗歌ヲ防クベキ方便ナリトス余先頃或者ヨリ暫時手風琴ヲ借り受ケ簡易ノ唱歌ヲ教授セシニ稍ク正音ヲ得ルコト難カラサルベシト實驗セシ所ナリ

ここには、日本語教育における直接法による授業が行われている様子が示されている。実物、模型、絵画等の教材の充実の必要性を説くとともに発音の矯正に唱歌を歌わせる方法が有効であることを実践的に説いていることが注目される。

④⑤は、アイヌ教育の制度化を主張し、具体策を提案している。

⑥は「旧土人教育方法舉見」となっていて、(一)和夷混合教育の利害、(二)旧土人児童の性質、風俗、慣習、勤学の度、(三)旧土人児童と和人児童との情交、(四)学力の差等并学科の得意不得意、(五)旧土人単独学校、(六)就学督励法、(七)賞励法、(八)和土両童ある学校、の八章から成っている。その一部を摘記しておく。

(四) 學力の差并學科の得意不得意

和人兒童三ヶ年の課程を習熟するに舊土人兒童は四ヶ年を要す之れ土兒は腦力の不完全のみならず學校にて教ふる諸教科は凡て新規にして和兒の如く言語談話等教育の補助となるへき觀念に之しく言語の練習其他の見習に一年の大半を要する故なり

彼土兒得意學科は讀書習字の二科なり次に左まで得意と言ふにはあらずと雖も体操實業唱歌の三科を嗜好すれば學校に於て唱歌の最簡易なる初歩を授くれれば彼等の風儀改良の上に大なる利益を興へ父母も爲めに感化を受け徳育上不尠効果を視ること体操實業二科の上に出てん之れ不肖實驗の考按なり(中略)次に彼等不得意の科は作文算術にしてこは和兒と雖も困難を感じる學科なるに況や腦力不完全を以て稱さるゝ土兒に於てをや然れども不肖實驗する處に依れば作文科の如き言文一致体を以てすれば不完全ながらも用を辨し得るなり算術は印象淺き彼等に珠算を以てすれば容易に取得し難し筆算を授くれれば忘却すること少なし故に土人學校算術は筆算を科するを可とす修身は實踐し易き日用近接の事柄を選び平易の言語を以て口授し丁寧懇切に教授せされは其効薄く和人の如く知りて行はざるにあらず知らずして行はざるものなれば教科書を以て格言暗記位にては効能なきなり

(四) 舊土人單獨學校

(ホ) 教科書 修身は修身經を用ひ口授法とす間々舊土人風儀改良日常近接の事項を授くるものとす 讀書は現時尋常小學校に於て教ふる北海道用尋常小學校讀本は本道和人兒童には適すれども未だ舊土人兒童には適せざる所もありて教授の不便あれば多少修正を加へて採用すれば効果多しと信す 作文は漢字交りは至て簡易の方針を採り日用文は拝啓、候等の文字を用ひす言文一致体にして言辞の雅なる所を撰み教員草案を作り置くへし

⑦は希望者の少い「土人學校」教師の待遇の向上策の提案である。

⑧では、アイヌ人の学齡兒童二千二百六十二人、就学兒童五百九十七人、出席生徒百八十五人、という数を示して、

「土人保護法」を利用して、「土人学校」を設置し、教育効果を高めるべきであるとしている。

⑨は、一、旧土人の嗜慾、二、旧土人教育者、三、旧土人教育の三主義 から成っている。

「旧土人教育の三主義」というのは、教育方針として、一、欧化主義、二、保存主義、三、同化主義の三説があるとして、その要点を述べたものである。即ち、一の欧化主義は欧米宣教師の教育法であったが、明治三十年前後に殆ど消滅した。二の保存主義は、「当時は勿論現時にても多少学者間に唱導せらるゝも、遂に其主義の実行なく、今後とも到底実行の期がないであらう」と評されているが、次のような主義であるとしている。

保存主義は學者又は慈善家の間に唱道せられた説で、彼等の習慣風俗を保存するを目的とし、簡易なる讀書算術等を課して和人交通の道を開き、務めて彼等の快樂を増加せしめんとするのである、其一着として一定の土地を限りて舊土人を聚合せしめ、純然たる舊土人部落を造り、酋長以下役員は舊土人より之を選び、一種の自治制を與へ、彼等の言語は之を保護して、アイヌ語に達せしものを小學校教師に任じ、家屋、飲食、起居、動作、禮法、祭祀等一に習慣を保存せしめ、彼等の土地財産は充分に之を尊重して、和人の欺騙によりて、之を失はしむることなく、務めて舊土人の幸福を増加せしめんとするのである。論者の動機は複雑で一概に之を決し難い、其一是彼等を憐む義俠心より來るものであらう、和人は種々の手段を以て、猾智を弄し、金錢を貸し酒食を供し、彼等の計算を知らざるを奇貨として、自己の利益を計るに汲々とし、毫も博愛慈善の義舉なきを怒り、一種の反動として此説を提出せしめたのであらう、其二は學問研究の材料として、古物保存の主旨より彼等の風俗舊慣を保護せんとするか如し就中言語は精密なる辭書を造りて、丁寧に之を保存するのみか、本道の地名のアイヌより來れるものは、正しく彼等が發音の通り之を唱へしめんとするのである、學術の研究としては、頗る面白き説なれども、其本意は博愛慈善の精神に反して、却て彼等を器械視する疑がある、之を要するに保存主義は時勢の進歩に

反抗するものにして、姑息の愛でなければ、所謂黔首を愚にして之を玩はんとするに類し、從て教育上大勢力を得るに至らざりしも、彼の舊土人保護法案の如きは、幾分か此精神より來りしもので、舊土人教育の創設に對しては、大なる扶助を與へたものなるを疑はない、

そして、三の同化主義は、「主として教育家の間に唱道せられた主義であつて、彼等の風俗習慣を改良して漸次和人に同化せしめ様とするのである。同化には順序あり、混和、融合の二階段を経なければならぬ」というものである。同化主義について、岩谷は、

同化主義とても、爾來十年の久しき、実行を見るに至らなかつたが、明治三十二年旧土人保護法案の發布あり、同三十四年旧土人教育規定の制定ありてより、實際に行はるゝこととなりて、今後少なくとも十年や二十年は其主義を代ふることあるまい、彼の小学校令の主旨も旧土人に対しては結局同化主義に外ならぬことと思ふ。と言っている。明治三十六年のことである。

⑩は、⑨で岩井が「旧土人教育を以て畢世の事業とし」「俸給の一部を以て旧土人兒童に貸与すへき物品の購入、又は賞品代に充て、恬淡無欲にして、一意彼等を教育し、日本帝国の良民たらしむるを唯一の希望として居ります。其品性の崇高なる羊蹄山の群峯中に屹立するが如きである」と賞讃した元室蘭土人学校長泉致廣の報告書であるが、日本語教育に関する言及はない。が、次のような将来の予想を記している。

一、將來の豫想

アイヌ人は舊土人として保護せらるゝ現状に甘し居るや否やアイヌ人は和人に比して進取の氣象を有せりや否や其天性は如何に等の研究を以て將來を豫想するときは今後五十年を出でずしてアイヌ人の習慣は和人に化せられて其跡を絶つと共に智識程度も著しく進歩して和人と撰ぶ所なきに至らん

随て保護法は今後數十年にして其必要を認めざるに至らん、教育者は竝に着用してしかく力めざるべからずアイヌ人は自ら覺りて然らざるべからざるなり

当時の総人口四千万人中の一萬七千人という少数民族であるアイヌ人への和人の無理解、差別、蔑視に対する泉の義憤に満ちた言である。

泉の予想の正しかったことは、その後の歴史が示す通りである。この報告書に附した泉の「附説」を引用しておく。アイヌ人は本洲地方に瀰漫せる人種にして和人種の勢力漸く北進するに及び其同化に依て和人に混したることは最も見易き道理にして獨り北海道に在する同人種のみ開化進善の望みなしとせんや之を以て見れば保護誘導宜しきを得ば豪毅不拔の良國民たるを得るは誰れか之れに異論あるべき

アイヌ人に対する日本語教育の具体的な教授法は、明治三十四年の「北海道旧土人教育規定」による教育が実施されて以後は、北海道教育会の雑誌に見られなくなる。これは、アイヌ人の生活に日本語が浸透した結果、小学校に入學してはじめて日本語を習うという児童が殆どいなくなったためであろう。この段階に至ると、日本語教育は終りを告げ、国語教育といふべきものになるのである。

このアイヌ人の言語生活の変化を北海道庁の報告書によって見ると、次のようになる。

言語ハ「アイヌ」語、和語共ニ之ヲ習ヒ同人種間に於テハ「アイヌ」語ヲ用ヒ和人ニ対シテハ和語ヲ用フ然レト

モ其和語ハ和語中最モ下等ナルモノナレハ学校ニ入りタル後更ニ矯正ノ勞ヲ執ラサルヘカラス『北海道旧土人』

第八教育及技芸 用語 明治44年7月15日刊 23頁

同書の大正十一年六月二十八日刊、増補三版では、次のようになっている。

言語はアイヌ語・和語共に之を習ひ、同人種間に於てはアイヌ語又は和語を用ゐ、和人に対しては和語を用ゆ。然れども早く開けたる地方にありては、全くアイヌ語を知らざる者あると共に、僻地の老人中には稀に和語を解せざる者なきにあらず。アイヌの和語は和語中最も下等なるものなれば、学校に入りたる後、更に矯正の勞を執らざるべからず。(『北海道旧土人』第九 教育及び技芸 用語 40頁)

大正十一年十一月十八日北海道庁刊の『旧土人に関する調査』には第三節 教育 四 同化の程度 に次のように記載されている。

敏 直 田 西
1 言語 言語はアイヌ語及和語を共用し旧土人には主としてアイヌ語、和人との間に和語を用ふるを常とするも、其の用ふる和語は極めて卑近単純、只日常普通の事項を表示するものに過ぎずして、高等なる觀念を表示する和語を解するが如きは、僅に教育ある旧土人に之を見るのみ。然れども全然和語を解せざるものは浦河膽振支庁管内に間々之を發見するのみにて他には殆ど認めず。

2 文字 旧土人は元來文字を有せず。漢字及仮名を解するもの、数は大正六年現在に於て四十歳以上に百九十六、四十歳未満に四千九百九十九合計五千百九十五にして全数の約三割に当れり。

(9頁)

大正十五年十月十八日、北海道庁(政務部社会課担当)刊の『北海道旧土人概説』の第三節 教育 四 同化の程度では、1言語 2文字の項とも大正十一年刊の『旧土人に関する調査』と全く同文である。ただし、文字の項で、「大正六年現在」を「大正十四年現在」と書き変えて全く同じ数字を示しているのは、あまりにも杜撰かつ非良心的で呆れるほかない。

以後、北海道庁は、昭和四年六月に『土人概要』（「教育」の項に、就学状況について「明治十四年に於ては、其の歩合四四・六一人であったが逐年向上し現在に於ては、九八乃至九九人に達した。」（5頁）とある）、昭和八年九月に『北海道旧土人概説』、昭和十一年一月に『北海道旧土人概説』を発表しているが、いずれにも「言語」「文字」についての記述はない。アイヌ人の言語生活が完全に日本語化してしまったためであろう。

なお、北海道立教育研究所編『北海道教育史』（北海道教育委員会刊 昭和30年）「地方編一、二」には、北海道各地域の教育史の記述の中にアイヌ教育の歴史が見えるが、視点が異なるので、日本語教育の教授法に類する記述はない。間々エピソードとして、ジョン・パチエラーにアイヌ語を教えた平取コタンの館長ベンリウクが明治十六年、平取を巡視した小松宮殿下に「ニシベ、タツシヤテナ」（旦那達者でな）と挨拶し、殿下もにこやかにお笑いになった（地方語一 84頁）とか、日高三石村の辺べ訪ぼう土人学校のも筑けし島仁右衛門は、アイヌ語をマスターし、儀式に際して、先に和語をもって式辞を述べ、ただちにアイヌ同族ウツリに対してはアイヌ語をもってこれを説示するのを常としたので、「部落民こそぞって参列し又徳化の浸透も大なるものがあつた。」（地方 82頁）などと記載されているのみである。

三 樺太における日本語教育

樺太（現サハリン）は、日露戦争で明治三十八年（一九〇五）日本軍の占領するところとなり、ポーツマス条約によって南部樺太を日本が領有することとなった。樺太アイヌ、ギリヤーク、ツングース、オロチョン等の現住民に対する教育機関として政府は明治四十二年（一九〇九）に「教育所」設置を決定したが、実効はなかなかあがらなかったようである。

広島高等師範学校教授であった中目覚は、樺太庁の依頼で「オロッコ」族の言語を調査し「ウイタ」(オロッコ)語文法概説を著述し、報告した後で、大正二年(一九一三)八月に「土人之教化」という報告書を提出している。これは、アイヌ人を除くギリヤーク、ツングース、オロチョン等の「土人」を永住的労働者とするために「教育所」において日本語教育を中心にした教育を施すための具体策を提案したものである。中目覚の報告書は「樺太庁敷香支庁」名入りの美濃紙野紙にペンで筆写した六十九枚一冊の写本が北海道立図書館に現蔵されている。その内容を目次によって示すと次の通りである。

樺太土人言語調査報告

土人ノ教化

緒言

総説 異民族之教化

第一 膨張的国家ニ於ケル民族

第二 国語ト民族

第三 過去ニ於ケル異民族ノ教化

第四 異民族ト国家の盛衰

第五 現時ニ於ケル異民族ノ教化

第六 民族ノ国語維持

特説 樺太北部民族ノ教化

第一 樺太北部民族之教化

- 第二 土人部落民族之種類
- 第三 生計ノ経済的基礎
- 第四 納税義務觀念之養成
- 第五 秩序的生活ノ促進
- 第六 日本文明之感化
- 第七 教育之方針

右のうち、特説「樺太北部民族の教化」の最終章「教育之方針」の全文を以下に示して、樺太における日本語教育の初期の姿を見る資料として提出することにする。樺太庁がこの中目案をどのような形で具体化したかは、現在のところ不明である。以下、原文の漢字は現行字体に改め、誤字転倒語等を正して示すことにする。

教育之方針

吾人若シ新開地ノ発展ヲ期セハ永住的労働者ヲ得ルヲ以テ急務ノ一ニ数ヘサルヘカラス抑モ樺太島ハ大陸民族ノ劣敗者ノ遊離所タルカ如ク又一方ニハ内地劣敗者ノ避難所タルノ観ナキ能ハス大陸劣敗者の渡島セルヤ既ニ数百年ノ昔ニアリテ彼等ハ再ヒ帰国セントスルノ希望ナシト雖モ内地人ニ至リテハ多クハ一ニ千金モ得レハ帰国セント欲スルモノ、ミ然レトモ之無理モナキ次第ナリ北緯四十九度ハ緯度ニ於テ決シテ高キニ失セサルナリ英、独、白、蘭等の首都ハ何レモ北緯五十度ノ地ニアリ又一年平均氷点トニ降ル敷香ノ如キニアリト雖モ二十世紀ノ文明ハ防寒設備ニ於テ欠クル所更ニナシ又風光ニ於テモ伯林附近ノ光景ト比較スルニ我ニ優スル所アルモ劣ル所ナシ然レトモ我ニアリテハ一度津軽海峡を超_すエテ南スレハ五穀豊饒天下太平ノ瑞穂ノ国アリ人類ノ発生ハ暖地ニ於テ

セリトハ人類学者ノ唱フル処人類カ寒キヲ去リテ暖キニ就カントスルハ是自然ナリ樺太冬期ノ酷寒ヲ喜フモノハ僅カニ樺太産ノ狼ト犬位ニ過キサルヘシ寒地ニ生レタルモノト雖モ尚暖國ヲ愛ス况ンヤ止ムヲ得ス寒地ニアルモノオヤ元ゲルマン人ハ北歐ノ寒地ニ住スル數千年一望千里荒涼タル平野沼沢ニアラサレハ松蝦夷松ノ林アルノミ而カモ南ノ方伊太利ニ遊フヲ以テ無上ノ樂ト為ス是等ゲルマン人の思想感情ヲ一身ニ集中セルハ詩人ゲーテナリゲーテノ詩文ヲ読メハ歐洲ノ寒國人カ如何ニ暖國ノ風物ニ憧憬ル、カヲ知ルニ足ル可シ然ルモ樺太在住ノ内地人ハ元寒國ノ人ニ非ス彼等カ錦ヲ着テ郷ランコトヲ夙夜之ヲ思フハ当然ノミ是等ノ内地人ヲシテ永住的労働者タラシメントスルハ木ニ攀リテ魚ヲ求ムルヨリモ尚難キナリ此ニ於テカ土人教化ノ必要生シ土人教育ノ方針定マルト云フヲ得可シ土人教育ノ方針ハ彼等ヲ永住的労働者タラシムルニアリ樺太ノ地寒氣凜烈ト雖モ彼等ハ能ク之ニ耐ユルナリ彼等ハ既ニ數百年ノ長キ此地ヲ郷土トセリ今後モ彼等ノ此郷土ニ永住スルヲ以テ無上ノ樂トスルモノナリ然レトモ二十世紀ノ文明ハ彼等カ尚從前ノ生活状態ヲ繼續スルヲ許サズナルナリ彼等ハ經濟的ニ国家有用ノ民タラサル可カラス抑モ教育ト文字トハ離スヘカラサル關係アルモノニ非ス我國ニ文字渡來前仮名ノ創作前ニ於テモ教育ハ理想的ニ行ハレ君臣ノ分定リ國民大平ヲ謳歌シタルナリ又文字ヲ書カス読マサル埒檢校ノ事績ニ至リテハ小学ノ兒童ト雖モ之ヲ知り英ノミルトン其傑作失楽園ヲ編スルヤ半ニシテ明ヲ失シ後半ハ自ラ筆ヲ執ラサリシモ尚能ク完了セリ此点土人教育ニ於テ尤モ考慮ヲ要スル所ナリ土人ノ教育ニ最モ重ンスヘキハ日語ノ教育ト労働者トシテ必要智識ヲ授クルニアリ日語ノ教授ハ言語教授ナリ我國ノ諸学校ニ於テハ之ヲ國語教授ト称ス而シテ國語教授ニ於テハ文学乃至教科書ヲ必須ノモノ、如ク考フルモノアルハ大ニ誤レリ文部省ハ内地人ノ学校ニ於ケル國語教授ニハ教科書ノ使用ヲ命スレトモ広義ニ於ケル言語教授ニ於テハ繪画実物ヲ使用スル直覺教授ハ之ヲ重ンスルモ文字ヲ使用スルヲ以テ最モ害アリトセリ之レ今日歐洲教育界ニ於テ言語教授ニ対スル一般ノ傾向ナリ樺

太土人ノ如キモノ、教育ニ於テハ空^{ママ宜の数字であらう}シク広義ニ於ケル言語教授ノ最良法に則リ下級ニハ文字教科書ヲ用キサルノ日語教授法ヲ行ハサルヘカラス此点ニ於テベルリツツ式直覺教授法ノ如キハ尤モ参考トスルニ足ルモノナリ且ツ樺太土人中オロッコ族ノ如キハ文字ヲ学フヲ以テ死滅ノ基ト信スルモノアルニ於テハ益々直覺教授ノ必要ヲ見ルナリ文字教育ヲ受ケタルモノハ内地人中多キニ過クルモ少キヲ見ス何ソレ^{ママ}フ土人労働者ニモ之ヲ強ユルノ必要アルヤ然レトモ労働者タルニハ夫相当ノ智識ト訓練ヲ要スル之即チ教育ナリ労働者ト雖モ仮名数字位ヲ知ルハ却テ其効力アルモノナリ夫ハ下級ニハ之ヲ課セサルモ上級ニハ少シク之ヲ課スルヲ可トスヘシ又未開人ハ概シテ手工ニ巧ナルヲ常トスサレハ手工課ニ重キヲ置クノ必要アリ況ンヤ労働者トシテノ教育ニ於テオヤアイヌ^{ママ}以外ノ樺太土人ニ対シテ教育所ヲ設ケテ之ヲ訓育スルニ至ル迄テ尚數年ヲ要スヘシト雖モ一般ノ教化速ニ行ハル、ノ時ハ此時期ハ自ら短縮スヘク從テ今ニ於テ是ニ対スル考案ヲ立ツルモ徒勞ニ非ルヘシ因テ茲ニ教育所生徒教員学科支給設備ノ數項ニ別ケテ之ヲ論セント欲ス

教育所 ハ敷香ニ之ヲ設クルヲ以テ最モ便利トス故ニ豫メ土人カイサンノスケ又ハ敷香ニ永住スルノ便宜ヲ与フルヲ要ス敷香ニ之ヲ設クレハ教員設備支給等ノ点ニ於テ他ノ土人部落ニ此シ遥ニ優レリ

生徒 オロッコ族ハ前述ノ如ク書籍學校等ニ対スル反感甚シク俄カニ其兒童ヲ教育所ニ收容スルハ不可ナレトモギリヤーク族ハ之ニ反シテ向学心ニ富ミ新教育ヲ受クルニ非レハ彼等ノ境遇ヲ改善スル能ハサルヲ自覺シ且ツ少壯中ニハ自ら進ンテ文字ヲ知ラントスルモノスラ多少現レタレハ彼等ヲ今日直ニ教育所ニ收容スルトモ何等ノ反抗ヲ見サルヘシ又ドングース族中オロッコ以外ノモノハ性格等ニ於テ却テギリヤークニ類シ向上心ヲ認ムルヲ得故ニ彼等ノ中又自ら進ンテ既ニ仮名ヲ學習セルモノアリ故ニ若シ教育所ヲ設クルトセハギリヤークキーン族ヲ以テ之ヲ開始セサルヘカラス而シテ年令ハ八九才ヨリ十一二才迄トシ斯クシテ既ニ七八人ノ人員ニ達スレハ授業

ヲ開始シ生徒ノ募集ハ四年又ハ二年ニ一回トスヘシ

教員 下級生徒ハ之ヲ土人教師ニ受持タシムルヲ得策トス内地人ハ充分土人ノ性格趣向ヲ了解スルニ難ク且ツ下級ニ於テハ手工ハ土人在来ノ技術ニ重キヲ置カサルヘカラサルナリ且ツ土人教師ニシテ始メテ彼等ノ生活上必要ナル智識ヲ授クルヲ得父兄モ教育所ナルモノ、無害有益ナルヲ知ルヘキモ内地人ノ教師ハ浸リニ彼等ノ生活ニ何等必要ナラサル智識ヲ授ケ為ニ父兄モ教育所ノ無益ナルヲ感シテ遂ニハ子弟ノ通學ヲ中止スルノ恐アリ唯日語ノ教授ハ内地人教師之ヲ受持チ正格ナル語法ヲ授クルノ必要アリ而シテ一二年級ニ於テハ文字ヲ全然使用スヘカサルコト必要ノ条件ナリトス如此下級ニアリテハ専ラ土人教師ニ之ヲ受持タシムルヲ以テ土人教師ノ養成ヲ必要トス其方法ハ小学校教員ヲシテ凡ク一年間之ヲ養成セシムレハ可ナリ

學課 夫レ人類ノ最モ活動性ニ富ムハ兒童ナリ兒童ハ片時モ無為ニ過ス能ハサレトモ單調ナル作業ハ又之ヲ嫌ヘ絶エス變化ヲ希望ス彼等ハ活動性アレトモ持久力ナシ特ニ遊牧的民族ニアリテハ成人ト雖モ持久力ナク頭腦ヲ働カス作業ニアリテハ一時間ノ久シキニ耐ユルハ稀ナリ是レ全ノ聞キ經驗上ヨリ(此処意味不明ナレトモ本文ノ儘)知り得タル所ナリ日本及欧州ノ兒童ト雖モ一時間ノ課業ハ永キニ失スルノ恐アリ之レカ改善ヲ企ツル教育者稍多キモ今回若シ土人ノ子弟ニ一時間同一學課を課スルハ教育所ノ失敗ハ火ヲ見ルヨリ明ナリ故ニ一學課ハ之ヲ半時間トシ一時間毎二十分乃至十五分ノ休ヲ与フル必要ナリ而シテ午前中ニハ凡ソ修身計算日語唱歌ノ歌調ヲ除ケハ一二年ニ於テハ凡テ土語ヲ以テ之ヲ授ク可シ唱歌ハ何ノ必要アリヤト問ハゞ之ヲ日語教授ノ補助ナリト云フヲ得可シ修身課ニ於テハ普通修身ノ上ノ談話ノ外ニ理科地理歴史等ニ于スル智識ヲ合セ課スノ必要アリ樺太土人ハ動植物ノ智識甚タ高キカ故ニ充分ニ之ヲ發揮スル必要アリ又土人間ニ行ハル、伝説ノ如キモ之ヲ教ユ可シ土人中ニハ未タ九九ノ称方ナキカ故ニ土人教師ヲシテ早く之カ唱呼ヲ一定セシメ之ヲ授クルノ必要アリ

日本語 今日土人ノ使用スル日本語ハ多ク東北北海道等ノ漁夫ヨリ聞キ伝ヘタルモノニシテ雑乱極マリ本邦ノ標準語ヲ去ル極メテ遠ク之ヲ日本語ト称スルノ価値アリヤヲ疑ハシムル程ナレハ語法ヲ正確ニ仮名遣ニ誤ナカラシムルヲ勉メサルヘサラス諸学課中最モ重キヲ為スモノナルカ故ニ内地人教師之ヲ担任セサルヘカラス唱歌ハ上述ノ如ク日本語教授ノ補助学課タルカ故ニ国歌ヲ除キテハ口語調ノ意義明ノモノ、ミヲ選フヘシ以上ハ学課ニ対スル考案ニシテ一時間ノ昼休後ハ全ク之ヲ手工ニ充ツルモノトス手工ハ前述ノ如ク一二年ニアリテハ主トシテ土人在来ノ技術ヲ授クルカ故ニ土人教師ヲシテ之ヲ受持タシム又女子ノ手工裁縫刺繡等ハ土人女子ヲシテ授ケシムルノ必要アリ

	十時 修身	計 算	十一時 日本語	唱 歌	一時 手工
一年	土語ニテ授ク	数へ方百迄二十迄加減 土語ヲ用ユ	名詞代名詞ノ使用法 動詞ノ一部 日本語ヲ用ユ	小学一年ニ準ス 日本語ヲ用ユ	鉛筆画 紙細工
二年	土語ニテ授ク	百迄加減九九ノ唱方 算用数字百迄 土語ヲ用ユ	動詞形容詞テニオハ等 日本語ヲ用ユ	小学二年ニ準ス 日本語ヲ用ユ	色鉛筆画 樺皮細工 小刀細工
三年	日本語ニテ授ク	千迄テ加減乗除 日本語ヲ用ユ	片仮名平仮名 国定教科書一、二 日本語ヲ用ユ	小学三年ニ準ス 日本語ヲ用ユ	图画及革細工 以上男子 图画刺繡 以上女子
四年	日本語ニテ授ク	四則応用 日本語ヲ用ユ	国定教科書三、四 日本語ヲ用ユ	小学四年ニ準ス 日本語ヲ用ユ	木工 以上男子 裁縫 以上女子

支給 学用品ハ全部之ヲ支給スルカ上ニ尚昼食ハ之ヲ支給シ教師ハ生徒ト食ヲ共ニスヘシ

三年生以上ハ制服制帽靴等ヲ支給ス可シ又教育所内ニハ娯楽用ノ遊戯器械ヲ用フルヲ可トス

設備 教室一、手工室一、浴室一、生徒用トシテ欠クヘカラサルモノナリ浴場ハ一週一回強制的ニ温浴セシムルカ為ナリ凡ソ右ノ如ク定ムルト雖モ居所ヲ転スルノ習慣ハ容易ニ之ヲ改ムル能ハス且ツ彼等ノ生活上当分必要條件ナレハ漁期其他ニ長期ノ休日ヲ設ケサルヘカラサルハ当然ナリ然レトモ「スカンチナビヤ」諸国ノ人口稀薄ノ地方ニ於テハ巡回教師カ一年間僅カニ二三週間ノ教授ヲ為スニ過キスサルニ比スレハ遙カニ優レリト云フヲ得ヘシ而カモ「スカンチナビヤ」諸国ハ教育ノ普及セル点ニ於テ世界ニ冠タルヲ思フト土人教育所ニ於ケル教授回数ノ少キハ患フルニ足ラサルナリ

以上ハ未タ教育所ノ設ナキアイヌ以外ノ土人教育ノ為メ考案セルモノナレトモ現在ノアイヌ教育ノ如キモ寧ロ之ニ抛ルヲ可トスト信ス何カ故ニ高等文明ノ内地人子弟ト同等ノ教育ヲアイヌニモ授ケサルヘカラサル必要アリヤ彼等カ教育所ニテ修ムル漢字ノ如キハ彼等生活上ニハ遂ニ応用途ナキモノニシテ而カモ之カ学習ノ為ニハ若干頭腦ヲ痛ムルコト甚シキモノアリ又年齢ヲ知ラサル土人子弟ヲ毎年一二名宛教育所に收容シテ煩多ナル単級ヲ組織シ教師ニ無駄骨ヲ折ラシメテ効果ヲ減センヨリハ四年又ハ二年ニ一回生徒ヲ募集シテ一級組織又ハ二部教授ヲ行ハシ教師ノ労ハ少クシテ教授ノ効果ハ倍加スルナリ未開人ニ対シテハ高等文明人ト同等ノ募集法ヲ採リ同一ノ学級組織ヲナシタリトテ其成績ハ果シテ同一ナルヲ得可キヤ之レ当局者ノ考慮ヲ要スル所ナリ土人ニ対シテハ宜シク簡易ニシテ効果ノ大ナル方法ヲ講シ早ク彼等ノ有力ナル労働者ヲラシムルコトヲ勉メサルヘカラス

以上に示した中目覚の遊牧狩猟民族に対する「教育所」の設置と教育案は日本語教育を中心とする現実的な案であ

る。理想を求める教育者の立場に立つものではなく、当時の実効を求める為政者側に立った案であると言えよう。

中目覚が日本語教授法として「ベルリッツ式直覚教授法」を「尤モ参考ニスルニ足ルモノ」としてあげていることは、当時、革新的な外国語教授法として注目されていた方法に着目したものである。『日本語教育事典』（大修館書店）の「ナチュラル・メソッド」の項や『英語教授法事典』（開拓社）の「Berlitz Method ベルリッツの教授法」の項によって、その要点を示すと、次のようなものである。

ヨーロッパのラテン語学習法に由来するグラマー・トランスレーション・メソッド即ち文法規則の理解、記憶と訳読中心の伝統的教授法に対して、外国語の学習は幼児が母国語を身につけていくような自然な言語学習過程に基づいて行なうべきだという主張に基づく新しい教授法は、ナチュラル・メソッドと呼ばれる。その代表的なのがベルリッツ・メソッドである。ベルリッツ (Maximilian Delphinus Berlitz 1852-1921) はドイツ生れのアメリカ人で、一八七八年五月に Providence に Berlitz Schools of Languages を創立して以来、ボストンやニューヨークにも学校を建て、ヨーロッパ各国へも事業を拡大し、第一次大戦までに三三九校に及んだという。その教授上の特色は、(1)外国語を直接に知覚や思想に連合させること。(2)絶えず外国語を使用し、母国語は絶対に用いないこと。(3)実物、絵、動作などを示して教えること。(4)抽象的なものは連想に訴えて教えること。(5)文法は実例または視覚教授によって教えること。(6)指導にはその外国語を母国語とする者 (native speaker) があたること。(7)一クラスは五人からせいぜい八人くらいの小人数とすること。(8)初めは口頭練習 (二十時間くらい) のみを行ない、それから読み方や書き方にはいること。発音練習は、幼児の言語習得法に従って、教師の発音を模倣することによって自然に体得させる。(9)教材は、簡単なものから次第に複雑なものへ、具体的なものから抽象的なものへと配列するようにし、教材間に密接な関連を持たせるように組織すること。(10)語彙は学習者の日常生活に即したものを教えること。等である。

これらの方法は、今日でも入門期における直接法による教授法に用いられているところである。また、この方法は旅行者、ビジネスマン等が短期間に日常の会話能力を身につける目的で学習する場合に小人数クラスで行なえば、効果があがるとして今日も高く評価されている。

こうした意味では、中目覚が小人数の「教育所」にベルリッツの教授法を導入しようとしたことは正しかったと言えるよう。

四 おわりに

以上、明治大正期の北海道樺太における北方諸民族に対する日本語教育について、資料となるものをできるだけ示しつつ史的に述べてみた。これまでこうした視点でまとめられたものは無かった。本稿が日本語教育史の初期の様相を明らかにする一助となれば幸である。

資料について北海道立図書館長中山素水氏にお世話になった。記して謝意を表す。

追記 中目覚は、小樽市手宮洞窟の岩壁彫刻、所謂古代文字について、大正七年（一九一八）に古代上耳其文字即ち突厥文字をもって書きあらわした鞆語の墓誌であるとして、「我は部下を率い大海を渡りたたかい此洞穴にいりたり」と説き、『小樽の古代文字』（大正八年 春陽堂）を著わし、一時期著名であった。（参考 『手宮洞窟岩壁彫刻の研究史』昭和四十三年 小樽市博物館）